

関係各位

厚生労働省保険局調査課

社会保険表章用疾病分類の今後の取扱いについて

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として、公的統計の作成に用いる「疾病、傷害及び死因の統計分類」については、令和 8 年 1 月 19 日付け総務省告示第 11 号により公布され、令和 9 年 1 月 1 日から施行される予定です。なお、同告示により、従来用いられていた平成 27 年総務省告示第 35 号に基づく「疾病、傷害及び死因の統計分類」は廃止となります。

従来、「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改定に伴い、社会保険表章用疾病分類の改正を実施してきたところですが、今般の「疾病、傷害及び死因の統計分類」の施行に際して、現行の社会保険表章用疾病分類（平成 30 年 3 月 28 日保発第 0328 第 4 号）については、改正を行わず、令和 8 年 12 月 31 日をもって廃止することといたしましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

これに伴い、下記のとおり留意事項をまとめましたので御参照下さい。

今後とも医療保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 社会保険表章用疾病分類については廃止いたしますが、令和 9 年 1 月 1 日に施行される新たな疾病、傷害及び死因の統計分類については、以下ページに掲載の疾病、傷害及び死因の統計分類における疾病分類表をご参照ください。なお、告示のただし書の規定が適用される期間において、これにより難しい場合に限り、従前の社会保険表章用疾病分類を参照することができます。

掲載ページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/sippe.html>

- 御不明な点等ございましたら、次のアドレスまで御連絡下さい。

厚生労働省保険局調査課数理第一係

メールアドレス：kenuke@mhlw.go.jp

以上